



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 6 日 (火)
第 7 8 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (184) (指導管理室) 2
	土地改良区の役員の就退任 (185) (東部総合事務所農林局) 2
	土地改良区の役員の退任 (186) (〃) 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (187) (西部総合事務所県民局) 3
	肥料の登録 (188) (食の安全・くらしの安心推進課) 3
	肥料の登録の失効 (189) (〃) 4
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の 指定の解除 (190) (畜産課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (5 件) (191~195) (森林保全課) 4
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (196) (道路建設課) 9
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (197) (治山砂防課) 9
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (15) 10
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (景観まちづくり課) 10

告 示

鳥取県告示第 184 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
433	有限会社九重谷銃 砲火薬店 代表取締役 九重谷 隆	名称	有限会社九重谷銃 砲火薬店 代表取締役 九重谷 琴江	有限会社九重谷銃 砲火薬店 代表取締役 九重谷 隆	平成 15 年 6 月 6 日

鳥取県告示第 185 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

退任した役員の氏名及び住所

理事 河原 茂 輔 鳥取市本高135
 " 松尾 正 彦 鳥取市本高85-6
 " 懸樋 勝 雄 鳥取市本高92
 " 松下 卯一郎 鳥取市本高358
 " 河原 利 明 鳥取市本高129
 監事 山本 紘一郎 鳥取市本高164
 " 小松原 親 好 鳥取市本高169
 " 河原 正 彦 鳥取市本高165
 " 松本 靖 人 鳥取市本高81-3
 平成18年4月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 河原 茂 輔 鳥取市本高135
 " 松尾 正 彦 鳥取市本高85-6
 " 松下 卯一郎 鳥取市本高358
 " 松尾 敏 行 鳥取市本高146
 " 河原 正 彦 鳥取市本高165
 " 松本 靖 人 鳥取市本高81-3
 監事 山本 紘一郎 鳥取市本高164

〃 河 原 利 明 鳥取市本高129
〃 小松原 親 好 鳥取市本高169
〃 松 村 則 美 鳥取市本高174
平成18年4月24日就任 任期 2年

鳥取県告示第 186 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

退任した役員の氏名及び住所
理 事 河 原 正 彦 鳥取市本高165
平成18年7月29日退任

鳥取県告示第 187 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成19年4月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 2 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人しんらい
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
進 清次
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町佐陀 227-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、経済活動の活性化を促す為に、職業能力の開発に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。
又環境の保全（特に里山）に参画し、高齢者の助言・援助を受け、障害者と一丸になった社会環境の整備に努めることも目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業の種類等

鳥取県告示第 188 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第540号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 13.0		米久東伯株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾85	平成19年2月1日

鳥取県告示第189号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県 第535号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 13.0		東伯町農業協同組合 東伯郡琴浦町大字徳万 558-1	平成19年1月31日

鳥取県告示第190号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除し、平成19年3月1日から適用するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成19年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定を解除する県外の区域及び家畜等

- (1) 平成19年鳥取県告示第84号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域及び家畜等
- (2) 平成19年鳥取県告示第128号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域及び家畜等

鳥取県告示第191号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）

第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字網代字鴨ヶ磯南側318(次の図に示す部分に限る。)、329、330、331の1、332、333の1、333の2、334の1、334の2、335の1、335の2、336の1、338の1、字鴨ヶ磯北側374の1、376、377の1、字大網代北側379、380、381の1、381の2、大字大谷字屋敷2239の3、2240、字家ノ奥2243の1、2244、2249の1、2249の2、大字外邑字入道谷上谷524、524の2、524の3、526、528、大字田後字金山224、225、大字洗井字青山西平1898の1、1898の2、大字浦富字坊谷3081の77

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字田後字金山224、225、大字洗井字青山西平1898の2・大字浦富字坊谷3081の77(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字網代字大網代北側390の1、大字大羽尾字屋敷426、字岩城谷450の1、450の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第192号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町澄水字上山神668の2から668の8まで、字大谷東平686の1から686の4まで、686の7から686の12まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、686の13から686の17まで、字大谷西平687の1、687の2、687の6から687の13まで、字奥冥加谷688の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町河原字西村304、304の1、305、305の1、305の2、306、308、309、311、311の1、312から314まで、314の1、314の2、315、318の1から318の3まで、319、319の1、320から322まで、322の1、328の1、329から331まで、1255、1256、字柳谷307、316の2、1239の1から1239の3まで、1240から1245まで、字木落316、316の1、1246から1251まで、1251の1、青谷町桑原字境口804の4、804の8（次の図に示す部分に限る。）、804の9、804の10、804の12、804の13、804の16、804の17、804の20、804の21、804の24、804の26、804の44、青谷町楠根字北空574、578

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

青谷町楠根字北空574、578

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町大坪字天神533、537の1、537の2、541、青谷町山根字寺谷653の1、654、891の6、字北谷896の1、青谷町河原字堂坂736の1、字家ノ前956の1、字佛教寺1258、字家ノ空1418の1、青谷町澄水字前田112の1、113、114、504、字上湯棚473、474、字澄谷488、491、字村内516、字下モ山神559の1、559の2、563、字今西588、青谷町桑原字小カス平783の2、784の2、字土谷841の2、841の3、841の14、字玄谷879の2、字萬場892、893、字六郎谷916の5（次の図に示す部分に限る。）、字谷奥977、982、983、青谷町北河原字川積奥356、356の1、青谷町楠根字北空572、573の1、573の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

青谷町北河原字川積奥356、356の1、青谷町楠根字北空572、573の1、573の3

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 193 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町絹見字千龍寺奥60の1、61、808の1、宇湯出谷803、宇大瀧804の10、804の47、804の48、宇火口谷809、宇千龍寺810、宇スゲ谷812、813、青谷町楠根字八布施653の1、653の2、653の8、654の10、654の30、青谷町小畑字西尾1581

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 194 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野田字屋敷299、字原ノ土居453の1、453の2、454、455、字齋谷466の1、466の2、467の1、468から471まで、472の1、473、字細谷558から560まで、561の1、561の2、562、563、大字大杉字生田平876の19、876の22、876の23、876の29

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字野田字屋敷299、字原ノ土居453の1、453の2、454、455、大字大杉字生田平876の19、876の22、876の23、876の29

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野田字和イ谷477の1、字金谷西平505の3から505の5まで、字大谷東平511の10、511の11、字大谷西平515、字細谷519、字鮎返平535の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 195 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字荒神平1514の1、1514の2、字コノネ山1516の1、1516の2、字大野1521の9、1521の10、1523、1524の1、1525の2、1525の4(次の図に示す部分に限る。)、1525の7、1525の12、1525の17・1525の18(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1525の196、1525の288、字向原1547の1から1547の3まで、1547の5から1547の47まで

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 196 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・3 号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目 220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第 197 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称
大塚地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10

号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市大塚字上土居 281	1 号
鳥取市大塚字薬師谷 595	2 号
鳥取市大塚字薬師谷 587	3 号
鳥取市大塚字宮ノ谷ノ一 578-1	4 号
鳥取市大塚字宮ノ谷ノ一 578-1	5 号
鳥取市大塚字松ノ木 229-1	6 号
鳥取市大塚字松ノ木 229-1	7 号
鳥取市大塚字本並 240-1	8 号
鳥取市大塚字上土居 269	9 号
鳥取市大塚字上土居 275-1	10 号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 15 号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,863
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,857
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,854
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,662
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,013
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,004
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,969
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,261
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,994
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,096
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,035
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,496

公 告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 19 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成 19 年 7 月 1 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 19 年 9 月 16 日（日）午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成 19 年 7 月 22 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 19 年 10 月 14 日（日）午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目 1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山 111

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目 1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山 111

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成 16 年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成 19 年 4 月 1 日（日）午前 10 時から同月 6 日（金）午後 4 時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を

入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成 19 年 4 月 9 日 (月) から同月 13 日 (金) までの午前 10 時から午後 4 時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目 375

(イ) 平成 19 年 4 月 9 日 (月) 及び同月 10 日 (火) の午前 10 時から午後 4 時まで

米子コンベンションセンター 米子市末広町 294

イ 申込方法

受験申込は、原則として、受付場所において申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行うこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成 19 年 12 月 6 日 (木) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年 8 月 28 日 (火) (予定) に、木造建築士試験は同年 9 月 11 日 (火) (予定) に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成 19 年 4 月 2 日 (月) から同月 13 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目 375

鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町 2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糀町一丁目 160

社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市福庭町一丁目 101 (有限会社井手添建築設計事務所内)

社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目 126 (株式会社桑本建築設計事務所内)

(2) 設計製図の試験の課題は、平成 19 年 6 月 13 日 (水) (予定) から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、15,100 円とし、試験案内を確認の上、納付すること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目 375 電話 0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第 1 課 (電話 03-5524-3105) にその旨を申し出ること。